

ガンビア:新型コロナウイルス関係の入国要件の変更

○ ガンビア保健省は、世界的な新たな変異ウイルス(オミクロン株)の感染状況等を踏まえ、16日から、入国者のワクチンの接種状況等に応じて、ガンビアへの入国要件を変更する旨発表しました。

○在留邦人の皆様におかれましては、感染予防に万全を期すとともに、邦人が新型コロナウイルスに感染した等の関連情報に接した場合には大使館にご一報ください。

○ガンビアは、感染症危険情報でレベル3となっており、引き続き渡航中止が勧告されています。

ガンビア保健省は、新型コロナウイルスの世界的な新たな変異株(オミクロン株)の感染状況等を踏まえ、16日から、入国者のワクチンの接種状況等に応じて、ガンビアへの入国要件を変更する旨発表しました。

具体的には、以下の4つのカテゴリーに分類されます。

ガンビアを出国する場合には、各渡航先が定める新型コロナウイルス感染対策に係る入国要件を遵守する必要がありますので、ご注意ください。

カテゴリー1: ワクチン接種完了者

・入国に当たってのPCR検査結果の提出は不要。自己管理を徹底したうえで、万が一症状が疑われる場合には、迅速診断検査を受けるか、コールセンターへ問合せすること。

・入国時に新型コロナウイルス感染と似た症状が確認された場合には、空港で迅速診断検査を実施。

・カテゴリー3オミクロン株感染国からの入国者には適用しない。

カテゴリー2: ワクチン接種途中及び未接種者

・入国前72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の提出が必要。

・デルタ株の感染が確認されている以下の国からの入国者については、追加的に空港到着時に迅速診断検査を実施。

・対象国は定期的に更新される。

英国、オランダ、米国、イタリア、デンマーク、ベルギー、ドイツ、日本、トルコ、アイルランド、フランス、オーストラリア、インド、メキシコ、スウェーデン、ポルトガル、カナダ、南アフリカ、スイス、フィンランド、スペイン、スロバキア

カテゴリー3: オミクロン株感染地域からの入国者

・オミクロン株感染地域である以下の国からの入国者については、PCR検査陰性証

明書の提出に加え、入国時の PCR 検査のための隔離措置に係る費用負担及び検査結果判明までの隔離が発生する。

・対象国は定期的に更新される。

南アフリカ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ、アンゴラ、ザンビア

カテゴリー4：10歳以下の児童

・デルタ株の感染が確認されている国から入国する児童は、空港到着時に迅速診断検査を実施。

・オミクロン株の感染が確認されている国から入国する児童は、空港到着時に PCR 検査を実施。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500,Fax+221-33-849-5555（夜間緊急 +221-77-569-8103）